

離職者住居支援給付金 Q & A

◆再就職援助計画について

問 1 住居支援のための再就職援助計画について、新たに対象者が出た場合は、その都度、また再就職援助計画を作成しなければなりませんか？

(答) 再就職援助計画の記載事項に変更を生じたときは、直ちに再就職援助計画変更認定申請書により公共職業安定所長に届け出る必要があります。

問 2 住居支援のための再就職援助計画について、計画期間はどのように考えたらよいのでしょうか？

(答) 住居支援のための再就職援助計画の計画期間は、原則、離職日の翌日から退去するまでの期間となります。

◆対象労働者について

問 3 「6か月以上雇用されている週の所定労働時間が20時間以上の者」について、派遣労働者で雇用契約期間に間隔がある場合、その間隔が数日であっても通算することはできないのでしょうか？

(答) 雇用保険の適用範囲に準じて、以下のケースについては対象となります。
i 雇用契約期間2月程度以上の派遣就業を1月程度以内の間隔で繰り返し行う者
ii 雇用契約期間1月以内の派遣就業を数日以内の間隔で繰り返し行う者

◆支給対象事業主について

問 4 資本的・経済的・組織的に事業主と関連する者が賃貸借契約を締結している住居については、当該給付金の支給対象となりますか？

(答) 資本的・経済的・組織的に事業主と関連する者が賃貸借契約を締結している住居については、その関連する者が事業主と同一視し得る場合（例えば連結決算をしている場合）であれば、事業主自らが賃貸借契約を締結しているとみなして、支給対象になり得ます。

問 5 派遣先事業主の提供する住居に居住していた派遣労働者が、契約打ち切りにより離職することとなった場合、引き続き無償で住居を提供する派遣先事業主に対して支給できますか？

(答) 労働者を雇用する事業主に対して支給する制度であるため、派遣先事業主は支給対象となりません。ただし、派遣元事業主が派遣先事業主に対して当該住居に係る費用を負担した場合、派遣元事業主は支給対象となり得ます。

問 6 離職前は派遣先事業主が住居を無償で提供しており、離職後に派遣元事業主が賃貸借契約を締結し、住居にかかる費用を負担することとした場合、離職前に費用負担をしていなかった派遣元事業主も支給対象となりますか？

(答) 離職前は派遣先事業主が住居を提供していた場合、派遣契約に基づいて派遣先事業主が派遣元事業主に代わって住居を提供しているものと考えられます。このため、離職前に費用負担がない事業主であっても、離職後に費用負担をすることにより支給要件に該当するような場合であれば、支給対象となり得ます。

◆支給対象期間について

問7 6か月間住居を提供する予定ですが、途中である月だけ支給対象とならない自己負担を求めることとした場合、一時的に支給要件を満たさない状況となりますが、自己負担を求める月以外の期間については支給可能ですか？

(答) 一時的にせよ支給要件を満たさなくなった時点で支給対象期間が終了するため、それ以後の月については支給対象になりません。さらに、このような場合、事業主都合により住居の提供を中止した場合に準じて、2週間前の告知が必要となります。なお、支給対象となる要件を満たさなくなった時点で支給対象期間は終了となりますが、支給申請期間は支給対象期間終了日の翌日から1か月間となりますので、支給申請の時期には十分注意してください。

問8 遡及措置となり12月9日から支給対象となりますが、この場合、最長で12月9日から起算して6か月が支給対象期間となると考えてよいですか？

(答) 支給対象期間の起算日はあくまでも離職日の翌日となりますので、最長で、12月9日から離職日の翌日から6か月経過した日までが支給対象期間となります。

◆支給対象となる住居に係る費用の負担について

問9 離職時住居を退去する際に、原状回復に要する費用がかかる場合がありますが、当該費用については住居費用の一部と考えてもよいのでしょうか？

(答) 実費弁償の費用については住居費用とは考えません。

問10 「離職者1人当たりの占有面積10㎡以下」の要件について、風呂や洗面所等を共有で使用する場合、当該面積の扱いはどのようになるのでしょうか？

(答) 風呂、洗面所等の共有部分の面積を居住人数（当該離職者の家族等を除く）で除した面積と離職者の居住面積を加えた面積が、10㎡以下かどうかで判断します。

◆不支給要件について

問11 一度、支給対象となった対象者について、数日間だけ雇用保険被保険者となる形態で就業しただけでも、その後再度支給することはできませんか？

(答) 一度支給対象となった対象者については、たとえ数日間だけであっても被保険者となった時点で支給を打ち切ることとなるため、その後被保険者でなくなっても、支給対象になりません。

◆支給申請書の提出について

問12 対象者が日本語の読み書きができない外国人である場合、申立書の記載は代筆してもよいですか？

(答) 対象者本人と一緒にハローワークに来所した上で、ハローワークの担当者が（通訳等を介して）聞き取った内容を記載します。ただし、ハローワークへの来所が困難な場合は、通訳者等が読み聞かせて対象者に確認したうえで代筆し、対象者本人が署名・捺印していれば差し支えありません。この場合、申立書の余白に、代筆した人が読み聞かせにより確認した旨の記載をした上で署名・捺印してください。